

東大阪市合理的配慮提供支援助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第5条に規定する環境の整備に要する費用の一部を事業者に助成するとともに、事業者が障害についての理解を深めるための措置を講ずることにより、法第8条第2項に規定する事業者に求められる合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう支援し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

（補助金等交付規則との関係）

第2条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、法に規定する用語の例によるものとする。

（対象事業）

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、法第5条に規定する環境の整備を行う事業であって、市長が適当と認めるものとする。

（対象者）

第5条 助成金の交付対象者は、東大阪市において飲食、物販、医療等の不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者、又はその他市長が必要と認める事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「暴力団員等」という。）は対象外とする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員

（2）東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

（助成対象経費）

第6条 助成対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、国、都道府県その他各種団体（市を含む。）が実施する補助事業により補助等の対象となっている経費以外の経費で市長が適当と認めるものとする。

2 前項において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられている建築物においては、別表のうち備品購入費及び工事施工費の一部について、助成対象としない。

(助成対象外経費)

第7条 対象経費のうち、次の経費は補助対象外経費とし、総事業費から控除とする。

- (1) 物品等購入にかかる消費税及び地方税法（免税事業者は除く）

(助成額)

第8条 対象経費は次の各号に定めるものとし、対象経費の100分の50の額とする。

- (1) 備品購入費
- (2) 工事施工費

2 助成金の額は、予算の範囲内において、別表の基準額を上限として算定された金額とする。

3 前項の規定により算出した額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成事業の認定条件)

第9条 市長は、助成事業の認定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業の実施にあたり、必要となる障害についての正確な理解を得るため市が指定する研修を受講し、修了した旨が分かる書面等を提出すること。又はこれと同等と市長が認める書面等を提出すること。
- (2) 助成事業に要する経費の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合または助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は、助成事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成事業に要する経費の使用方法に関する事項等について必要な条件を付するものとする。

(交付申請)

第10条 助成金の認定を受けようとする者は、「東大阪市合理的配慮提供支援助成金交付申請書(様式第1号)」に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費が備品購入費である場合 次に掲げる書類

- ア. 備品内訳書(様式第2号)
- イ. 対象経費の見積書の写し
- ウ. 対象経費の内容がわかるカタログ等又は仕様書の写し
- エ. 設置予定場所の写真
- オ. 委任状(様式第3号) ※必要がある場合のみ
- カ. その他市長が必要と認める書類

- (2) 対象経費が工事施工費である場合 次に掲げる書類

- ア. 工事計画書(様式第2号の2)

- イ. 対象経費の見積書の写し
- ウ. 工事図面の写し
- エ. 工事予定場所の写真
- オ. 委任状（様式第3号）※必要がある場合のみ
- カ. その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び不交付）

- 第11条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、前条に規定する交付申請の内容を審査し、助成金を交付することが適正と認めたときは、「東大阪市合理的配慮提供支援助成金交付決定通知書（様式第4号）」により、申請者に助成金の交付決定を通知するものとする。
- 2 前項の規定による審査の結果、助成金の交付が適当でない場合は、「東大阪市合理的配慮提供支援助成金不交付決定通知書（様式第5号）」により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

- 第12条 前条の規定により助成金を交付する旨の通知を受けた対象者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、東大阪市合理的配慮提供支援助成金変更交付申請書（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、東大阪市合理的配慮提供支援助成金変更交付決定通知書（様式第7号）及び、東大阪市合理的配慮提供支援助成金変更不交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（完了の報告）

- 第13条 助成決定者（前項第2項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は、備品を購入し、又は工事を完了した後30日以内に、完了報告書（様式第9号）を次に掲げる資料を添えて市長に報告しなければならない。
- （1）対象経費が備品購入費である場合 次に掲げる書類
- ア. 領収書の写し
 - イ. 備品設置写真
 - ウ. その他市長が必要と認める書類
- （2）対象経費が工事施工費である場合 次に掲げる書類
- ア. 領収書の写し（※但し、受領委任払いを申請する場合、領収書の写しは不要）
 - イ. 工事契約書の写し
 - ウ. 工事内訳書の写し
 - エ. 工事完了写真
 - オ. その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び交付）

- 第14条 市長は前条の報告を受けた場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、東大阪市合理的配慮提供支援助成

金額決定通知書（様式第 10 号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。

- 2 前項通知を受けた助成決定者は、速やかに東大阪市合理的配慮提供支援助成金請求書（様式第 11 号）（以下「請求書」という。）により、市長に助成金を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を行った助成決定者に助成金を交付するものとする。

（助成金の受領委任）

- 第 15 条 助成決定者が、当該助成金を備品の販売業者又は工事の施工業者に受領させることを希望した場合において、市長が適当と認めるときは、市長は、当該販売業者又は当該施工業者に助成金を交付することができる。
- 2 前項に規定する助成金の交付の方法を希望する助成決定者は、請求書に代えて、東大阪市合理的配慮提供支援助成金請求書兼受領委任払い申請書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

- 第 16 条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。
- （1） 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき
 - （2） 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき
 - （3） その他市長が取消しを必要と認めるとき

（助成金の返還）

- 第 17 条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消したい場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

- 第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命ずるときの返却期限を当該命令日から 20 日以内とし、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還金納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。
- 2 市長は、補助金の返還を命じ、これが納期日までに納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
 - 3 前 2 項における加算金及び延滞金の端数計算等については、東大阪市延滞金徴収条例（昭和 43 年東大阪市条例第 1 号）第 2 条の規定の例による。
 - 4 市長は、第 1 項及び第 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を課さないことができる。

（細則）

- 第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和 8 年 6 月 1 日から実施する。

(別表) 基準額等について

対象経費	摘要	助成率	助成限度額
(1) 備品購入費	合理的配慮が容易に提供できるようにするための備品の購入に要する費用 (例) 筆談ボード、音声拡張器、折り畳み式スロープ、視覚障害者誘導用シート、杖ホルダー、滑り止めマット、ローカウンター、高さ可動式テーブル 等	対象経費の100分50	50,000円
(2) 工事施工費	合理的配慮が容易に提供できるようにするための工事の施工に要する経費 (例) スロープ、手すり、車椅子昇降機、多機能トイレ、スライド式ドア 等	対象経費の100分50	100,000円

※備考

- 1 対象経費に消費税額が含まれる場合、補助対象外経費として補助金額を算出する。
- 2 備品購入費及び工事施工費の一部について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられている建築物においては、助成対象としない。また、工事施工費は合理的配慮の提供を目的とした設置・改修に限る。建築物の新築・増築・改築に伴う施行工事費については助成対象としない。
- 3 対象経費が次の経費に該当する場合は助成の対象外とする。
 - (1) 政治・宗教活動に係る経費
 - (2) その他、公序良俗に反する等、社会通念上助成することが好ましくないとされる経費